平成24年度第2回佐倉市高齢福祉・介護計画推進懇話会

日 時: 平成 24 年 8 月 20 日 (月) 13 時 00 分~15 時

場 所:社会福祉センター地下 会議室

◇出席者

会長	藤原 敬悟	医師		
委員	秤屋 尚生	歯科医師		
委員	釼地 平子	民生委員 • 児童委員		
委員	内川 浩明	施設介護サービス事業者		
委員	大野 哲義	在宅サービス事業者		
委員	鳥塚 キミ子	高齢者クラブ		
委員	濱田 はるみ	公募市民		
委員	時得 ひろみ	公募市民		
委員	芦崎 徹	公募市民		
委員	能代 裕	公募市民		
委員	松山 毅	学識経験者		

◆事務局出席者

• 福祉部	部長	川根	紀夫
▪高齢者福祉課	課長	櫻井	正行
・生きがい支援班	副主幹	清宮	勝弘
	主査補	阿部	徳彦
• 包括支援班	主査	土屋	宏子
	主任主事	里吉	奏子
• 介護給付保険料班	主査	福山	利加子
・主任主事	主任主事	榎	佑実
・介護認定班	副主幹	島村	美惠子

◇欠席者

副会長 兼 坂 誠 社会福祉協議会 委 員 瀬 尾 潔 ボランティア団体 委 員 中川 絹子 公募市民

◆傍聴者:1名

1. 開会 〇高齢者福祉 課長

それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと 思います。

本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日司会をさせていただきます高齢者福祉課長櫻井でございます、どうぞ、よろしくお願いいたします。

では、会議の開催にあたり、福祉部長よりご挨拶申し上げます。

2. あいさつ ○福祉部長

本日は大変お忙しい中を、平成24年度 第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただき、ありがとうございます。

懇話会の皆様の所掌事務でございますが、地域密着型サービス の指定及び運営・地域包括支援センターの設置及び運営等に関す る意見をいただくこととなっております。

この後、担当の方から、第5期計画に基づく、施設整備に関する説明報告等がありますが、今後の計画を進めて行く上で、皆さまの忌憚のないご意見をいただき、進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

課長

〇高齢者福祉 | 会議に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

- 会議次第
- ・(1)平成23年度サービス別介護保険利用実績と第4期計画見 込みの比較および第4期サービス別介護保険利用実績と見込みの 比較について
- ・(2) 第5期計画期間中の施設整備に関する公募結果について
- ・(3)地域密着型サービス委員会(一括法に基づく条例制定につ いて)
- ・(4)地域包括支援センター運営委員会(平成23年度地域包括 支援センター実績報告ついて)
- ・資料1 平成23年度サービス別介護保険利用実績と第4期計 画見込みの比較
- 資料 2 第4期サービス別介護保険利用実績と見込みの比較
- 資料 3 第5期計画期間中の施設整備に関する公募結果
- 資料4 一括法に基づく条例制定(2本)
- 資料5 平成23年度地域包括支援センター実績報告書 以上でございます。

それでは、ただいまより、平成24年度第2回佐倉市高齢者福 祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。

それでは、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話 会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお 願いいたします。よろしくお願いいたします。

3. 議事 ●会長

それでは、規定によりまして、私の方で進行させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

※本日の会議には傍聴人がみえております。

本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を 公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認めら れる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を 公開しないことが可能となっております。

<u>本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することでよろし</u> いでしょうか。

~委員了承~

それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願い いたします。)

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

(1) 平成23年度サービス別介護保険利用実績と第4期計画 見込みの比較および第4期サービス別介護保険利用実績と見込み の比較についてついてですが、これにつきまして、事務局より説 明をお願いいたします。

○事務局

議長、よろしいでしょうか。介護給付保険料班 福山です。よろしくお願いいたします。それでは失礼して座らせていただき、 ご説明させていただきます。

はじめに平成23年度サービス別介護保険利用実績と第4期計画見込みの比較について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

上段、実績については、23年度の給付額の実績見込み額、第4期見込みは、第4期計画期間中における23年度の見込み額、比較については、第4期計画期間中における23年度の見込み額に対し、23年度の給付額実績見込み額の達成率でございます。

1ページ、2ページは介護給付費について、3ページ、4ページは予防給付費についての内容となっております。

では、1ページ目、居宅サービスについてご説明いたします。 全部で12種類のサービスがあり、実績33億9,688万1, 226円、第4期見込み34億7,066万167円、比較97. 9%でした。

2ページ目、地域密着型サービスについてご説明いたします。 全部で6種類のサービスがあり、実績4億6,603万708円、 第4期見込み4億8,508万8,232円、比較96.1%で した。

住宅改修につきましては、比較120.5%、居宅介護支援につきましては98.8%の比較となっております。

次に、介護保険施設サービスについてご説明いたします。介護 老人福祉施設につきまして比較93%、介護老人保険施設につき ましては84.9%、介護療養型医療施設の比較574.2%と なっております。介護療養型医療施設の比較が突出している理由 は、平成23年度までに老人保健施設等へ転換することとされて いましたが、6年間転換期間を延長されることとなったことによ ると思われます。

介護保険施設サービス全体では、実績26億8,953万990円、第4期見込み28億1,633万4,508円、比較95.5%でした。

介護給付費計といたしましては、実績69億1,606万6,601円、第4期見込み71億3,363万613円、比較は97%でした。

続きまして、4ページ、5ページの予防給付費についてご説明いたします。

4ページの介護予防サービス12種類、5ページの地域密着型介護予防サービス3種類、住宅改修、介護予防支援サービスにつきましての予防給付費計といたしまして、実績6億2,673万8,020円、第4期見込み5億2,118万9,671円、比較は120.3%でした。

予防給付費で突出している3ページ③介護予防訪問介護、⑤介護予防居宅療養管理指導、⑪介護予防福祉用具貸与の理由は、当初の見込みより利用される方が多かったためと思われます。

戻りまして、最終段、介護給付費と予防給付費の総給付費としましては、実績70億4,804万1,482円、第4期見込み73億6,685万9,772円、比較は95.7%でした。

以上のことから、23年度の総給付費は、第4期計画期間の23年度に対し、21年度、22年度同様に計画内に無事達成できたことをご報告申し上げます。

次に、資料2になります。これは、第4期計画期間中の3年分の実績見込みとなります。各年についてはすでにご報告させていただいておりますので、簡単にご説明いたします。

まず、介護給付費についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。居宅サービスについて、第4期見 込みに対し比較95.5%でした。

2ページ目、地域密着型サービスについて、第4期見込みに対し比較97.1%でした。

住宅改修につきましては、比較1111%、居宅介護支援につきましては97.3%の比較となっております。

次に、介護保険施設サービスは、第4期見込みに対し比較は9 3.3%でした。

介護給付費計といたしましては、実績合計198億697万6, 349円、第4期見込み204億2,722万1,079円、比較は97%でした。

続きまして、予防給付費についてご説明いたします。

3ページ、4ページをご覧ください。3ページの介護予防サービス、4ページの地域密着型介護予防サービス、住宅改修、介護予防支援のサービスの予防給付費全体としての比較は114.5%でした。

介護給付費と予防給付費の総給付費としましては、実績合計205億8,433万2,778円、第4期見込み216億2,125万667円、比較は95.2%でした。

以上のことから、第4期計画期間の総給付費は、計画内に無事 達成できたことを重ねてご報告申し上げます。

資料の説明は以上でございます。

●会長

何か質問等ございますか。

●A 委員

計画で見た見込に対する利用実績の割合の中で、パーセントが大きいものは、通所介護と短期入所生活介護などが挙げられると思います。通所介護ですと111.1%で、通所介護や短期入居生活介護というのは、いわゆるデイサービスやショートステイという理解でよろしいですか?

○事務局

通所介護はデイサービスです。

●A 委員

その数字が伸びている理由は何なにか、要支援とか要介護の方が増えているのは当然かもしれませんが、デイサービスの利用が増えている理由をどのように考えているのか、全体の割合が 90パーセント台なのに、この部分が伸びている原因を把握していますか。

デイサービスを受けるためにはどういう手続きが必要で、デイサービスは誰でも行けるわけじゃないですよね。

○事務局

対象者が増加していることからです。

●A 委員

誰かがプランを作っていることですか。

〇事務局

そのとおりです。

●A 委員

この数字が伸びるというのは、結局、保険の給付の数字が伸び ているということだと思います。

介護保険の持続性の観点から、伸びたことには、どんな要因があるのかを知っておく必要があるのかなと思ったのですが。

〇事務局

利用者と事業所との間にはケアマネージャーさんがおり、ケアマネージャーが本人や家族の状態を見て、より良いサービスを提供しようということで、サービスの中に、通所・デイサービスがあると思います。

ケアマネージャーこの様な計画を立てたというのが、市の方に 報告があるわけではないので、結果として分からないというのが 答えです。

●A 委員

分かりました。

●B 委員

今の質問に関連しますが、確かに通所介護、デイサービスの利用が一番認定者に多いと思いますが、利用者さんが増えているのは当然ですが、何か認定の制度が変わったことと関係があるのですか。

〇事務局

認定者数が増えたということですか。

●B 委員

はい。

○事務局

高齢者が高齢化することに伴い、認定者も増えていく傾向にあります。

〇事務局

人数は増えているが、認定率は65歳以上の約14%と変化していない。高齢者が増えているので、相対的に数が増加しているということです。

●B 委員

必然的に、相対数が増えていくというのはわかるのですが、一方では、できるだけ健康で元気で過ごそうという事業が行われており、通所介護のサービスを受けられる方が減っていくような、あるいは数が横ばいになっていくようなことは考えられるか。

〇事務局

市では、健康寿命を伸ばそうということで、介護予防事業を進めようとはしております。しかしながら、病気になるとすぐに亡くなってしまうケースや現在の医療技術である程度回復していく場合もあります。

高齢者の相対人口が平成25年をピークに下がるということが 統計上出ておりますので、それまでの間はサービスを受ける人数 は増加していくと考えております。

●B 委員

デイサービスは、主としてご本人の自立度を高めていくことが 主要な目的なのか、介護している家族の方の負担を軽減してあげ ることが大きな目的なのか、どちらなのか。

〇事務局

デイサービスもショートステイも在宅介護を中心とする施設利用で、デイサービスの目的は、両面性あると考えております。

ショートステイは、<u>冠婚</u>葬祭や緊急時など、どうしてもご家族が行かなければならない時に、施設に一時的に預かって頂くサービス事業です。ご本人が望んでそこに行きたくない場合もありますが、一方、そこに行くことにより、友人にも会えるから積極的に行かれる方もいらっしゃるので、やはり、両面の側面があるものと思います。

〇福祉部長

ここからは、結果しかわかりませんが、結果から推測すると、 2ページ目の施設のサービスのところに特別養護老人ホームと呼ばれる介護老人福祉施設、それから介護老人保健施設の実績を見ると、この施設数の伸びが見込より少なかった。逆に在宅サービスの要であるデイサービスとショートステイは、今、事務局の方からも申しましたように、ショートステイは、家族のニーズがベースになることも多いのでしょうが、デイサービスには、本人の希望とか様々な要素も含んでおりますが、そういった在宅のサービスに伸びが出てきているのは、在宅サービスが進んでいると考えても良いのではないかと推察します。

●会長

議事(2)第5期計画期間中の施設整備に関する公募結果についてですが、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局

議長、よろしいでしょうか。生きがい支援班 清宮です。よろしくお願いいたします。それでは、資料3を基に、第5期計画期間中の施設整備に関する公募結果について、ご説明申し上げます。

はじめに、1~6まで番号をふらせていただきましたが、1の 特養養護老人ホームにつきましては、公募の期間は4月20日から 5月18日までで、5月29日に選定の方を行っておりまして、2~ 4 までの老人保健施設、グループホーム、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護につきましては5月1日~6月8日迄を公募期間と しまして、選定の方を6月26日にやらせていただいております。 次に5の特定施設入居生活介護につきましては、5月1日~7月2 日まで公募を行い、7月17日に選定をしました。6番目のその他 としまして、地域密着型の施設の募集ですが、認知症対応型通所 介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護、いわゆる小規模特養ですけれども、こちらは5月 1日~6月8日までを公募期間としていました。一番下のほうを先 にご説明しますけれど、この3つにつきまして応募の方がござい ませんでした。公募期間締め切り後、約2週間を目途に「佐倉市 介護保険サービス事業者等選定委員会」を開催し、その後、市長 決裁終了後、応募者へ結果通知、ホームページに公表してまいり ました。

それでは、資料3 第5期計画期間中の施設整備に関する公募 結果になります。

1の特別養護老人ホームですが、増設50床で、社会福祉法人 誠 友会でございます。次に新設100床は、(仮称) 壮健会、A法人、B法人など3つ応募がございまして(仮称) 社会福祉法人 壮健会が優先順位第1位ということで、選定させていただきまの方に要望書が出て、これから審査等、県の方に要望書が出て、これから審査等、県の方に変けれど、100床の公募をさせていただきまして、その結果、3人応募がありまして、医療法人社団 葵会が選定されました。 続きまして、3のグループホームは、志津北部圏域は1箇所の応募がございまして、(有)オーケーサービスとなりました。 市圏域は3法人に応募していただいたのですが、審査前に1の高速がでむを得ない事情がありまして、取り下げの結果、2法人の選定をする形になり、メディカル・ケア・サービス(株)となりました。

続きまして4番目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、市内全域でどの地区に建ててもよろしいですという形

で公募をかけさせていただいた中で、一法人の応募がありまして、 社会福祉法人 生活クラブが選定されました。

次の5番目の特定施設入居者生活介護、これはいわゆる有料老人ホームとか養護介護状態になっても住み続けられる施設ということで、140床を上限に、公募を行いました結果、5事業者の応募がありました。そのうち一番上位の社会福祉法人 ひまわりの里、こちらは住宅型有料老人ホームから25床の転換ということで特定施設の選定となりました。続きまして(株)シダー、こちらは介護付有料老人ホームの応募でしたが、選定しまして、こちらは60床で、合計85床になりました。

なおG法人も選定の基準点はある程度いったのですが、入所人員が80人ということで、これを全て足してしまいますと140の枠を超えてしまいますので、今回は1、2の85床ということでの選定となりました。

懇話会自体が地域密着型運営委員会の所掌事務を兼務しておりまして、地域密着型運営委員会の所掌事務としましては、「地域密着型サービス事業所等の指定」に関して、介護保険計画に定める、必要利用定員数に達しているか、指定によって超えると認められるとき、計画の達成に支障を生ずるおそれがあるときには、指定をしないこととするときに、意見を反映させることになっております。こちらの施設選定にあたっては、計画の諸定数を超えない範囲で選定させていただいておりますので、選定した施設以外については、事業所等の指定を行わないことでよろしいでしょうか。

資料の説明は以上でございます。

●藤原会長

何か質問等ございますか。

●C 委員

公募の結果で、点数が付いているのですが、この点数はどの様に付けているのか具体的に知りたいと思うのですが、それと、どのような形で、どういう人が点数を決めるのか具体的に教えて頂ければと思います。

○事務局

まず、選定委員会の方ですが、佐倉市の方で地域密着型サービス事業者等選定委員会規程がございまして、委員長が副市長、副委員長に福祉部長、その他、高齢者福祉課長、社会福祉課長、健康増進課長、都市計画課長、開発審査課長、建築指導課長の8名で委員会が構成されています。最初の5月29日の特養の選定時には副市長がおりましたので、8名の選定委員の方によって採点を行っております。それ以降の老健、グループホーム、定期巡回、特定施設入居者生活介護につきましては、副市長が不在ですので、7名の委員により選定を行いました。また、点数ですが総数の70パーセント以上を超えるものについては、選定します。70パーセント以上を超えるものについては、選定します。70パーセント以上を超えるものについては、選定します。70パーセント以上を超えるものについては、選定します。70パーセント以上を超えるものについては、選定します。

ーセント未満の場合には、基準点以下となりますと選定しないことになります。例えば、グループホームの項目でメディカル・ケア・サービスが3,500点のうち、3,032点で、次のE法人は、3,500点のうち2,446点なので、実は70パーセントを超えておりませんことから、仮に、メディカル・ケア・サービスが辞退しても、E法人に選定基準を満たしていないので順位繰り上げしません。

選定の細かい内容には、項目を10項目に分け、項目ごとの重要度に応じ、総点数を出すものとしております。

●B 委員

今ご説明された採点表に採点項目が10項目くらいあるということですか?

〇事務局

それぞれの施設によって、考えかたが違いますので、点数配分 を細分化しています。

●B 委員

一つの基準が全体にかかるのでしょうか?

〇事務局

そのとおりです。

●B 委員

その基準というのは、市独自で決めているものですか?

〇事務局

市独自です。

●B 委員

ではそれぞれの市によって違うということですか?

○事務局

違います。

●B 委員

その基準の中で一番重視される項目というのは?

〇事務局

共通していえることは、選んだ事業者が、本当に福祉施設として恒久的に運営していく姿勢があるのか、無いかです。

例えば、市街化調整区域に土地があるのだけど、何かできないかという問い合わせが多数あり、その問い合わせに対して、運営事業者が決定している場合に応募して下さいという受け答えをしております。よって、土地運用ありきではなく、その施設を福祉の観点からきちんと運営してくれるのかを最重要視しております。その他、職員確保の問題や職員の処遇がきちんとできている施設でないと、入居している方もそこで生活しにくくなります。

職員の配置や施設運営の考え方を特に重要視して選定基準に盛り込んでおります。

●B 委員

この結果の一覧表を見ると、新設と増設があり、実際に事業の内容からいって新設する施設、例えば特養も臼井・千代田地区に新設され、その後、老人保健施設も新設されることはわかります。 グループホームは認知症対応型の施設だと思いますが、新設となっていますが、既存施設との関係は。

○事務局

グループホームは、認知症の方の入所施設で、全く新しい施設として、9人×2の18人で2ユニットという考え方で、新規の施設の設置を希望する事業者に応募していただいております。

●B 委員

4番目の生活クラブは?

○事務局

今年度の4月1日から新しく取り組みを始めた事業でございます。社会福祉法人 生活クラブは、元々障害の人達だとか訪問看護など色々なものを手がけている法人さんでございます。その中で24時間対応型の訪問介護看護も事業所として取り組まれるということで応募していただきました。

●B 委員

その後の5番目の特定施設入居生活介護とは?

〇事務局

特定施設入居生活介護は、介護付き有料老人ホームと思っていただければいいです。

●B 委員

それができるわけですね。

○事務局

ひまわりの里は、現在、住宅型有料老人ホームを運営していたのですが、いざ運営し始めてみると、その施設を気にいって住み続けたいと思われる方がいて、その場合に要介護認定を受けて介護サービスを利用する際、外部サービスを使わなくてはならない。これを自前の施設の職員で面倒を見ていくという形でやっていくということです。もう既に入居されている方がいるので、施設の転用を図るという意味で、こちらの公募に応募していただきました。

次の(株)シダーは、全く建物がなくて新規に建てますという ことでの応募です。新設と転換が複雑で申し訳ございません。

●B 委員

新設というと、新しい建物を建ててそこで事業をはじめるというようなイメージもあるものですから。実際に既存の施設の中で新しい事業に取り組むというような、転換というのはそういう形だと思います。

○事務局

- 言葉的に新設、転換という言葉で整理させていただきまして、 一番上の白翠園さんも元々特養を運営されていて、既存の施設内 で50床増設をしたということです。

●委員

募集に関しては圏域でやっているのですが、サービス圏域については特段の形は定めなかったのでしょうか。

〇事務局

定めておりません。

●委員

ということは志津や弥冨の方まで範囲だということですか。

○事務局

市内で一カ所という形では、なかなか現実的には難しい部分もあります。

●委員

分かりました。

●会長

細かい判定基準が我々にはわからない部分もありますので、出た結果だけを我々が見て判断するのは、なかなか難しいところはございますけれど。

●B 委員

この6番目の応募なしということですが、地域密着型介護老人福祉施設ですね、これは第5期の計画を見ると、平成26年度に1740人という数ですけれど、見通しみたいなものはありますか。

○事務局

第5期の計画というのが、地域包括ケアということで地域になるべく落とした形での介護サービスということで、特養や老健に関しては、各圏域に一つずつ設置が見込めました。

地域密着型サービスを簡単に言いますと29人以下の特別養護老人ホームになります。

これは第5期計画だけではなく、第4期の中でも地域ごとにこの地域密着型の施設をなるべく配置することで計画に載せておりました。

第5期計画も、それを引き継ぐような形で、なるべく近くにということでの設置を考えており、若干、願望的な部分もかなり含めて計画の中に盛り込みました。

●B 委員

それに関連して、この公募した3つの施設ですが、今ご説明のありました施設も含めて、この施設は小さな規模で機能的であり、地域密着という本来の目的に適った施設だと思うのですが、これが今回応募なしというというような形になったのはなぜですか?

〇事務局

施設の運営として特別養護老人ホームは、29人以上は広域型

と言いまして、例えば100人の定員で佐倉市内の方は大体80%くらいで、それ以外の20%は別に市外の方でも入っていけただける施設です。

一方、地域密着型の方は、基本は佐倉市に在住している方のみ が入る施設になります。

施設規模的に言うと29人ですけれど、施設長さんや生活指導員、看護職員もそれなりの人数を配置しなければならない、そして、大きくなると多くの人数を配置しなければならない。

大は小を兼ねますが、最低でも100人の施設をつくるために介護職員だけで50人以上実際には配置され、パートさん全部含めると1人100床の施設を運営するのに70人~80人の職員がそこに常駐するとある程度融通を利かして休みを取ったりできますが、小さい施設でそれだけの人数を配置するのは、かなり経営的に厳しいと聞いております。

●B 委員

複合型サービスというのは何でしょうか。

○事務局

第5期の計画の中でも示しさせていただいておりますが、59ページ複合型サービスというのは、小規模多機能型居宅介護、こちらを基準として訪問介護や看護を複合的に行うサービスです。

佐倉市では、現実的に小規模多機能というのは臼井にあるひまわりの里1カ所しかございませんので、新規で小規模多機能とそれらを全部複合的にやるよという形での申し出を頂かない限り、この複合サービスは成り立たないので、当初のこの計画の中では一応、位置づけはするけれども設置についてはゼロの状態です。

●会長

次に、ここからは「地域密着型サービス運営に関する」議事となります。これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局

議長、よろしいでしょうか。介護給付保険料班 榎です。よろしくお願いいたします。それでは、一括法に基づく条例制定について、ご説明申し上げます。

資料4をご覧ください。この件につきまして追加資料がございますが、行き渡っているでしょうか

まず、はじめに「1地域密着型サービス」をご覧ください。

地域密着型サービスとは、こちらの資料での説明のとおり、要介護・要支援状態になっても可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活を継続できるような介護保険サービスであり、詳しいサービスの中身については別紙 1「地域密着型サービスの種類」のとおりとなっております。ここでは、個々のサービスの説明については割愛させて頂きます。

資料4の中段の<サービス提供事業者の指定>をご覧ください。介護保険事業を始めようとする事業者は、事業を始めるにあたり所定の基準を満たしているかどうか行政から審査を受け、基準を満たしているとして「指定」を受ける必要があります。この指定を行うのが、地域密着型以外は県が地域密着は市町村が行いますが、この指定を行う際の基準はこれまでは国の基準で一律に定められていたところであります。

「2. この度の一括法とは」をご覧ください。

この度、国より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」および平成23年法律第105号 (一括法)が公布され、介護保険法等の一部が改正されました。

これは地方自治体の自主性の強化、自由度の拡大を図るための施策とされているところです。

この法律の制定により、これまで国の省令で全国一律に定められていた介護サービス事業所の設備運営基準等を、地方公共団体が条例により定めることができることとなりました。条例を定めるのは指定を行う自治体になるため、地域密着型サービスについては市町村が、その他の介護保険サービスについては県が条例を定めることとなります。

裏面の2ページをご覧ください。

条例を定めるにあたりまして

佐倉市内の地域密着型サービス提供事業所を運営する事業者(8事業者)に対し、別紙2により現行の国の基準について意見の募集を行いました。

別紙2をご覧ください。

こちらは事業者に対し意見募集を行った際に、説明用として配布した物です。

こちらの【意見募集をする設備運営基準】をご覧ください。こちらが地域 密着型サービスの指定基準を定めている省令になります。2 つめが介護予防 に関する基準になります。現在のところこの2つの国の省令に定められてい る指定基準を、今度は自治体が定めていくことにとなります。

市町村がこれから条例化するものは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第34号)および指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令第36号)において、これまで定められていた内容です。

次に中段の、基準設定の類型をご覧ください。

条例化するための基準は、市町村の自由な裁量に任されているものではな

く、一括法による整備に従わなくてはならないとされており、一括法により 省令中の個々の基準が条例を定めるにあたって「従うべき基準」「標準とす べき基準」「参酌する基準」に区分されました。「従うべき基準」とは、国の 基準から実質的に変更ができないもの、「標準とすべき基準」とは、合理的 な理由がある範囲で変更可能なもの、「参酌する基準」とは、地方自治体が 十分検討した結果であれば、地域の実情に応じた内容を認められるものとな っています。

この3つの考え方に基づき、事業所に対し主に「参酌する基準」について 意見の募集を行いましたが、事業所から特段のご意見はありませんでした。

資料4に戻りまして、「4. 佐倉市としての独自基準を検討している部分」 をご覧ください。

佐倉市としては「参酌する基準」のうち、地域密着型介護老人福祉施設の 居室定員と、追加資料になりますが、ユニット型地域密着型介護老人福祉施 設の1ユニットの定員について独自基準を検討しております。

地域密着型介護老人福祉施設の従来型の定員は、従来4人以下となっておりましたが、24年改正により25年度からは基本的に1人と改正されました。この地域密着型介護老人福祉施設は現在のところ佐倉市で事業を行っている事業所はございませんが、将来的に事業を行う事業所が出てきた際に、利用者の経済的負担の軽減や選択肢の拡大、施設入所待機者の解消等のメリットがあることから、従来とおり4人以下とし、市独自の基準を設けたいとしております。

次に、追加資料をご覧ください。ユニット型地域密着型介護福祉施設の1ユニットの定員についてですが、まずユニット型地域密着型介護福祉施設とは、定員29人以下の小規模特養を更に利用者を10人以下の共同生活単位に分けて、少人数の家庭的なケアを受けられるメリットがある施設形態を言います。このユニットの定員ですが、従来「おおむね10人以下」となっておりましたが、定員数に「おおむね」というあいまいな基準を設けることは適当ではないとし、「おおむね」を削除した市独自の基準を設けたいと考えております。

次に、追加資料の「5. 地域密着型サービス事業者の指定に関する基準の 条例化について」をご覧ください。

こちらは第2次一括法に伴う改正部分になりますが、この改正に伴い条例 で定める必要があるものが2点ございます。

まず1点目の、地域密着型サービス事業者の法人格について説明いたします。

介護保険法第 78 条の 2 第 4 項において、市が地域密着型サービス事業者 の指定を行ってはいけない場合が列挙されておりますが、この内、申請者が 法人ではない場合指定を行ってはいけないという部分が「市町村の条例で定 めるものではないとき」に改正されました。したがって、市町村が条例を定める必要がありますが、この「市町村の条例で定めるもの」については、同じ条文内において厚生労働省令で定める基準に従うものとされているため、市の裁量で変える余地のない内容となっております。

資料にあるとおり、【厚生労働省令で定める基準】が「法人であること」 となっており、市の条例も「事業者は法人であること」と制定いたします。

次に 2 点目の、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について説明いた します。

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の中で、地域密着型介護老人福祉施設の事業者についての定義付けがあり、この中に、入所定員について定められております。この入所定員が「29 人以下」から「29 人以下であって市町村の条例で定める数」に改正されました。これにより定員数を 29 人以下の範囲で市の条例で定めることになりますが、県が指定する特養の定員が 30 人以上であり、そちらとの棲み分けからあえて市の条例で定員を狭める必要性がないと考え、定員は 29 人以下とすることと考えております。

資料の説明は以上でございます。

条例制定事項のうち、市が独自で基準を定める事項が3点ございます。 まず、域密着型介護老人福祉施設の居室定員を国の省令で25年度から1 名とするところを独自基準で4名とします。

2番目がユニット型地域密着型介護老人福祉施設の1ユニットの定員を「おおむね 10 人以下」としていたところの「おおむね」をとるかどうかということ。3番目の地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下とそのまま定めるかということ。

以上について、委員のみなさまのご意見をいただきたいと思います。 また、ご質問等がございましたら併せてお願いいたします。

なお、今後の予定としましては12月の議会に提案し、来年度4月より施 行予定としております。

●会長

何か質問等ございますか。

●B 委員

内容が専門的で、また、初めて聞くことなのでよく理解できないのですが、国の施策を変更して独自基準を設けることに対して 事業者の意見が出ていないというのは、理解できないです。

国が採択する以上は、これに対して実際の事業者や利用者の方から、こういうところを変えてほしいという諸々の要求というものがあるような気がします。

それに対し、この資料を見ると、国の意向というのは全面的に 自治体に任せるということではないと思うのですが、それに対し て業者の方から意見が出ていないというのが解せない。これはど ういう風にお考えですか。

●D 委員

私どもは、認知症のデイサービス、地域密着型の定員 10 人でやらせていただいております。

その中で、今回の一括法というのは初めてで、「従うべき基準」 変えることができなく、例えば、人員基準とかは国の基準が示し た通りです。

市町村の裁量に委ねられる点というのは、基本的に特別な事情があるとか確固たる基準、説明ができるような根拠がないと、なかなか難しいと思います。

例えば地域性の問題で離島の場合とか、別の話かと思いますけれど、一般的には難しいのではないかと思います。

先程の事務局提案の話を続けさせて頂きまして、個人的な意見を言わせいただきますと1番のユニットの定員ですけど「おおむね10人以下」というのは、例えば11人でも今まで、良かったでしょうか。

関連して、夜勤は20名2ユニットで1名いなくてはならないとか、そうすると21名入居者がいると2名必要となります。実質、運用としては11名の9人でやればできますけれど、なかなか作りの問題で難しいということで、この「10人以下」で、差し支えないと思います。

2 番目の地域密着型(介護予防)サービス事業者は法人であることというのは「みなし法人」はいけないという意味でよろしいか。

○事務局

そのとおりです。

●D 委員

これについても、提案どおりでよろしいかと思います。

3番目の入所定員につきましても、この条例をみると特段以下にする必要はないというふうに読み取れますので、この提案どおりでよいと私は考えます。

●E 委員

追加資料の方でご意見がありましたが、資料4の2ページで、「佐倉市としての独自基準を検討している部分」で従来型を4人以下とするのは、利用者の方の経済的理由というご説明でしたが、資料3の公募のところで1、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護というところが応募なしということでした。

しかし、応募者を探していかなくてはならない、ニーズもあるだろうとなった際に、例えば従来型の基準が1人よりは4人にした方が応募者が多いのかとか、他市町村がその基準にしているとか他の理由があるのでしょうか?4人以下にするというのが先ほどの説明だけでは、良く分からないので、あえて4人以下にする理由を教えて頂きたい。

〇事務局

入所者から考えますと、経済的負担がかなり大きいので、できるだけ安い価格で入っていただきたいということで基準をゆるめたほうが良いということです。

●F 委員

他の地域の方の実情を見ますと、結局1人にすると個人の負担が相当大きくなって、それでは入れないからということで4人以下にしている市町村があるのを聞いているので、佐倉市もそうして下さったと、私はこの提案に対しては同意します。

現実に、私自身も入るとしたらやはり、相当経済的負担があります。

4人の形になりますと、お部屋の価格は安くなって自分は入れるかなと思っていたので、佐倉市は考えて頂けているなと思いました。

グループホームで直接働いている方の情報からも、今回の判断 はよろしいかと思います。

●D 委員

先程の定員ですが、「29人とすることと考えております。」ということは、最終的には29人以下という意味ですか。

○事務局

そのとおりです。

●D 委員

29人以下となっているが、20人の申請でもありえるのかを 確認しておきたい。

〇事務局

29人以下であっても対象とすることを考えております。あえて「29人以下」と定められていて、あえて、それより狭めることの意味が感じられなかったので。

●D 委員

人員基準が変わってきたり、他との兼ね合いがあったりした時に20人でいきますよという申請をした時に「それはダメです。」と言われるのではないかと心配した。

〇事務局

追加資料の最後のところに「29人とする」とありますが、「2 9人以下とする」の間違いです。

●D 委員

それであれば大丈夫です。

●B 委員

先程の「4人以下とする」というところですが、経済的観点からは理解できるのですが、サービスを提供する側がサービスを支障なく展開できる理由もあるのかと考えたが、やはり経済的点が大きいですか。

〇事務局

そのとおりです。

●G 委員

小規模特養を選ぶ方というのは、わざわざ小規模特養を選ぶのだから、個室を望むのではないかと感じたのですが、そうではないのでしょうか。

〇事務局

基本的には、地域密着型以外の特養は、ユニット型ということで整備されていますけれど、実際に入居できるのかといいますと、なかなか経済的に難しいというのがありますので、施設の許容量として4人以下としております。

●E 委員

地域密着型とか少人数ということであれば委員がおっしゃったようなイメージになるのでしょうが、実際上は、数が足りていなかったり、あと利用される方の経済的理由もあったり、参入したい事業者が実質的に、今の状況では参入できないなどといった、諸々を考えた時の落とし所を4人以下として置くのが、今後の応募者なしということに対応するためにも必要なのかなと思います。

実際に利用される方の理想論とは別に、実態にあってり、その中で、個室希望だとグループホームになって来るし、大規模な施設が4人部屋が可になったとして、広域特養と同じものを地域密着型施設にするのは疑問がある。

地域密着型の意味とは何なのかとか、小規模にする意味は何なのかなどの定義が必要になってくるのかなと思います。

これだけ見るとただ小さな特養を地域に入れない人のために作るっていう、言い方はすごく乱暴ですが、そういう風に意味を取られてしまうと、せっかくの小規模だとか地域密着などの理念をどう生かしていくのかという点が曖昧になっている気がしたので。

ただきっかけとしては4人以下としておくのはあってしかるべき方法かなと。

●G 委員

小規模特養を選ぶということなのであれば、きめ細かいサービスを求めているのではないかなと思いましたので、4人以下が施設を作る側にとっても利用する側にとっても、良いならそれでいいと思います。

○事務局

今回の一括法、介護保険法の改正にしろ、一応は地域の自主性 ということになっていますが、介護報酬の縛りがあります。

介護報酬を市が勝手に決めていいということであれば、全体を やり直して、どこに重点配分しようか考えたら、地域密着の特性 なども考えてということが出てくると思うのですが、構造的にま だそこまで、できあがっていません。

どちらかというと、地域密着型という事業種別は、市町村が国

に代わって指定してもいいよといったような水準だと思います。 従って国は介護報酬をいくらにするかといったことは話さない。

ある意味、市町村の仕事が増えて指定はするが、事業の特性だとか、そんなに大胆な手を打つことができない構造になっていることをご理解していただきたい。

つまり、介護報酬をいじれないということは、職員の配置基準もいじれないし、諸々の条件がついてまわるということだけはご理解していただきたい。

法律で、市町村が指定をするというところにおろされてしまったので、なんとかその範囲の中で市町村が独自にできることはないかということで探していったところがここの4人以下になるという風にご理解していただければと思います。

●会長

それでは、(4)地域包括支援センター運営委員会についてですが、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局

議長、よろしいでしょうか。高齢者福祉課包括支援班 里吉で す。よろしくお願いいたします。

資料5 平成23年度地域包括支援センター実績報告について ご説明申し上げます。

包括支援センターの必須業務である、高齢者の総合相談を初めとする包括的支援事業、要介護認定において要支援 1・2 の認定を受けた方への介護予防プランを作成する指定介護予防支援業務、その他佐倉市独自で委託をしている、介護予防の普及啓発事業、介護予防教室や介護者を支援するための教室の実施等 平成 23 年度の業務実績を掲載しております。

業務実績全般に渡って言えることは、地域包括支援センターの 利用者数が増加していることです。これは、背景に高齢者人口の 増加・要介護認定者数の増加もあると思いますが、地域包括支援 センターが地域の各種団体が開催するイベントや民生委員定例会 へ出席したり、地域イベントへの参加、介護予防に関する出前講 座などの様々な場面を使い、センターの役割について周知した結 果が、利用者数の増加に繋がっていると考えています。また今年 度につきましては、地域のネットワークの強化を重点施策として いますので、今後もますます、利用者数の増加が見込まれるもの であります。資料を見ていただければおわかりになると思います が、地域包括支援センター、職員の数が少ない中で、かなり色々 な所に出向いて頑張っていただいております。

簡単ではございますが、以上、平成 23 年度地域包括支援センター実績報告とさせていただきます。

●藤原会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等

ございましたらお願いいたします。

どうもありがとうございました。他にはご質問等よろしいでしょうか。

●G 委員

地域包括支援センターというところでは、本当にお世話になっております。民生委員の立場から、今年初めて、ケアマネージャーさん、それから、私は志津北部の地域包括支援センターの地域に属しますが、その地域の介護事業者さんと民生委員さんの顔合わせを設けてもらいました。

私の担当する人がケアマネージャーさんや介護事業者さんと顔合わせもできたし、色んな連絡が密にできるようになりました。話が飛びますがアパートに住んでいる一人暮らしの方が、たまたま3日ぐらい雨戸が開かなくて、そこに住んでいる一人暮らしの女の子が「窓が開かないけど。」という電話がかかってきたのでが、ショートステイを利用していることがわかりましたので、連絡をくれた方にはそのことを伝えました。密接にネットワークができていると、色んな事で心配事がなくなるなと思い、とても感謝しております。

●B 委員

これらを見ますと、非常にきめ細かく事業を実施しているなという感想ですが、包括支援センターと同時に、事業の内容、例えばデイサービスだとかショートステイという言葉がかなり日常的なものになってきていると思います。

これは、包括支援センターのスタッフの方やケアマネさんが尽力している結果だと思います。

この事業内容の中で、地域支援というのがありますが、15ページの介護予防普及啓発事業において、佐倉地域の回数と参加人数が大変多いのですが、これは何か特別な理由があるのでしょうか。

〇事務局

佐倉地域包括支援センターでは、毎朝地域包括支援センターの空きスペースを利用し、ふるさと体操の普及活動に励んでおります。

今の地域包括支援センター内では定員がオーバーしてしまって、よもぎの園やヤングプラザなどの地域の施設で開催を進めておりますので、ふるさと体操の普及啓発活動の実施数も入っておりますので、突出して多くなっております。

●B 委員

ふるさと体操というのは、市が主体として実施しているものですか。

〇事務局

はい。佐倉ふるさと体操につきましては、一昨年、市が市民協

働事業として作ったもので、普及自体は地域包括支援センターの 方でやって頂いております。もちろん市でも行っております。

●H 委員

少し、話が違うかもしれませんが、今年の5月から足を怪我して、松葉つえを使っています。

自分で動けないもので、主人に家事一切をやってもらいました。 この様な時にどこかで、見てもらえたらな、なんて思いました。 身体だけが言う事を聞かないときに包括支援センターに行ってお 手伝いをしてもらえるのかどうかが全然分からなく、手足不自由 な方だけが利用するのではく、ちょっと怪我をして、しばらく何 もできない時に利用方法があるのかを知りたい。他の方からも聞 かれまして。

〇事務局

地域包括支援センターでは特にそのような支援は行っておりません。一時的に利用が必要ということであれば、例えば志津北部 地域包括支援センター管内では、ユーカリが丘地区社会福祉協議 会におけるスマイルサービスセンターを地区の中で行っておりま す。または、シルバー人材センターで家事援助など、一時的であ ればお手伝いをしていただけるところもございます。

その他、市の高齢者福祉課の方にお問い合わせしていただければ、介護保険外のサービスということでご紹介させていただきます。

●G 委員

佐倉地区では、虹のサービスや城の辺地区社会福祉協議会が、 ユーカリですと志津北部地区社協がやっているかと思います。

やはり定期的に来てもらうということであればシルバー人材センターの方が良いかと思います。

私と主人が入退院を繰り返した時にお世話になりました。高齢 者福祉課が把握しいるということであれば、そういうところに聞 いてみるのも良いかもしれません。

●F 委員

志津北部地域に住んでいますが、北部地域包括支援センターが行っている「介護者のつどい」に出席し、色々と自分も勉強できました。

参加した印象としては、包括支援センターの保健師さんや社会 福祉士さん、主任介護専門員さんが、とてもいい雰囲気でやって いただいき、ありがたく感じています。

私も含め皆さんが、困っていることを話し合いって、大変、勉強になります。メンバーが、若干固定していますので、もう少し広まれば良いと思っています。

〇事務局

ありがとうございます。各センターに皆様からお褒めいただい

た言葉を伝えたいと思います。

●A 委員

6ページの相談内容ですが、他はとても分かりやすいが、介護福祉サービス項目が、一番割合が大きいのですが、ここだけわかりづらいのですが、具体的にどの様な内容なのか。

〇事務局

こちらにつきましては、介護保険のサービスの内容や、市が独自に行っている福祉サービス等の情報提供を行った場合にカウントしています。

●B 委員

センターの職員の配置が3名となっていますが、数値は常勤換算にて記載となっているが、常勤、非常勤の実態はどうなっているのでしょうか。実際のところは充足されていないような実態があるのかどうか。

○事務局

中に、非常勤の職員がいるのかどうかということでしょうか

●B 委員

そうです。

〇事務局

週40時間勤務するということを想定して、例えば1とカウントする中には、2名、週に20時間ずつ勤務している場合もございます。ここの3職種の中には2名は必ず常勤するようになっておりますので、2名は確実に必ず職員がいることになります。

●B 委員

2名は必ず常勤ということで、あとの一名は。

〇事務局

センターによって、状況によって違う対応をしておりますが、 基本的には市との委託契約の中で、3職種のうち2名は必ず常勤 にしてくださいというお願いをしております。

●B 委員

福祉事業において一番心配なのが、利用されるお年寄りの方のことですが、それと同様に、施設で働かれる職員さんが十分な待遇を受けているのか、また、希望を持てるような状況にあるのか、要するに、充足されていない人数で働いているのではないかと気がかりです。

よって、計画は計画として数字は分かりますが、その数字の裏側ではどうなのかと思います。

これは包括支援センターのことだけでなく、県、国の話でもありますが、市の場合はどうなのでしょうか。

〇事務局

第5期の計画の27ページに掲載のとおり、地域包括支援センターの設置基準が設けてあり、確認をしていただきたいのですが、27ページの数字と実際の今回資料として提供させていただきま

した3ページをご覧いただくと分かりますが、実態は、職員の配置基準が国の基準を大部分満たしていない部分もございますので 今後の対応について検討中です。

●Ⅰ委員

17ページの介護予防ケアの基本チェックリストに、3点ほど口腔ケアに関してあります。あ

飲み込みにくくなった、食べ物が飲み込みにくくなったなどの項目があり、口腔機能向上のために色々とサービスを行っているかと思います。

各包括支援センターでは、口の健康について事業が実施しているところは、志津南部と臼井・千代田で、各包括支援センターで独自に人数を集めて事業を開催するというのは難しいのではと思います。

以前、包括支援センターができる前までは、市が方で、私も口 腔機能の向上の話をさせていただきました。

現在、その事業はなくなってしまったのですが、我々も協力を惜しみませんので、なんとか口腔機能向上を維持させるようなことを考えていただけたらと思います。

〇部長

今の口腔衛生をどう保つかというのが本人の健康状態、食べることに繋がるので非常に重要な要素になることだと思いますので、今後、検討させていただきます。

●E 委員

5ページの地域包括支援センターの重要な役割が相談と思いますが、6ページの相談内容、相談件数も平成21年度が3750から23年度が5031、5ページの相談件数も21年度、2405、23年度が3488件で増えています。

毎年、包括支援センターの認知度の話が出て、この事業は、啓 発活動や連携に関することです。

私も地域で実施している包括支援センターの方に、お会いする機会が多く、包括支援センターを知ってもらおうと思ったり、また、色々な情報を得ようします。

利用件数の増加は、地域の方々が包括支援センターに取りあえず相談してみようという方が増え、その主な内容は、介護福祉サービス、介護保険です。現状としては、相談の件数が増えても3割です。

例えば、市全体で介護に関する相談とか高齢者福祉に関する相談を受ける中で、包括支援センターで受ける相談の数は割合的にどの程度のものなのか、わかりますか。

〇事務局

それは統計として手元にございません。

●E 委員

地域の中で身近な相談窓口として、地域包括支援センターがも

っと認知されてくれば、本来、市が本体としてやるべき仕事と包括支援センターとの役割が明確になる体制が必要です。

相談内容も包括支援センターの相談内容と市の相談内容に重なりがあるのでは意味がないかもしれませんが、微妙に相談内容がずれているのであれば、相談内容ごとに窓口を一括にしてやっていけば、相談の質があがり、ニーズの拾い上げができるようになるのでは。包括支援センターを核にする方向でいってもらえばと思う。

●J 委員

包括支援センターができる前は、全て市に相談してというのが 私たちの提案だったと思いますが、最近、直接、高齢者福祉課(介 護保険課)の来客数はどうですか。

〇事務局

包括支援センターの方が多い傾向にあります。 包括支援センターにまず行って、もう少し深い相談をしたい時には、市に相談があります。

●J 委員

直接、市に来る場合は。

〇事務局

直接、市に来るケースは少なくなっていますが、佐倉地域の方は、市役所に近いこともあり、来庁します。

●E 委員

志津地区や和田地区など、直接市に来られる方が、減っている ということは言えますか。

〇事務局

はい。

●B 委員

それは、包括支援センターが役立っていることになります。

●B 委員

8ページ権利擁護業務の、虐待の数字が出ていますが、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」が17件で「分離をした」件が5件、「虐待者と同居」が13件について、虐待に対する事実確認の調査をした後で「虐待者と同居」したということですか。

○事務局

通報があった時になります。

●B 委員

「分離をしていない」が9件ですが、「分離をした」というのは 施設に入れたということですか。

○事務局

中段に「分離事例の対応内訳」ということで掲載させていただいておりまして、たとえば介護保険の認定を受けている方であれ

ば、介護保険のサービス内で施設の方に短期入所したり、全く介護保険対象外の方であれば老人福祉法に基づく措置として、市が施設の方と交渉し、入所します。その他あとは医療機関へ一時入院されている方が1名いらっしゃいます。

〇事務局

先程の採点で施設を選定したのかという質問がございましたが、今お手元に採点表をお配りします。

特別養護老人ホームの採点表で、施設運営に関することと入所者処遇とその他の3つの項目に分けています。

重みと配点をかけてトータル全部で500点が最高点です。

それに委員の数を付け加えて、8人この時いらっしゃいましたので8×500で4000点が総得点数。最低基準点で350点を示させていただきましが、全体の70パーセントになりますが、全体の70パーセント以上を基準点以上で合格という形にしております。

その他の施設についても、同様の考え方で、各委員に採点していただきまして、出た結果が資料3の点数の通りになります。

なお、各応募者に関しましては、10分から15分程プレゼン テーションをしていただいて、各委員さんに5分から10分質疑 を行っていただいた後、採点を行う流れです。

その結果が資料3の数字というふうにご理解いただければと思います。以上です。

次に、次回の委員会の方ですが、できれば10月頃を予定したいと考えております。第1回目の懇話会で市の計画の事業について、その中で敬老金の見直しなどが出ましたが、そういうことも含めて複合的に事業に関する皆さんの意見を聞かしていただいて来年以降の事業に反映できればと考えております。さらに来年の1月ごろになりますけれど、再度地域包括事業のことについての委員会の方をできれば開かせていただこうと思っています。

●藤原会長

どうもありがとうございました。今までの件に関しまして、ご 発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますがい かがでございましょうか。

もし、無いようでございましたら、本日の議事はすべて終了したということで、平成24年度第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思います。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。